

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
株式会社ファーストロジック
代表取締役社長 坂 口 直 大

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月21日（木曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月22日（金曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時20分）
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の感染防止へのご協力をお願い

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、株主様の安全と健康を第一に考えたご対応を以下のとおり実施させていただきます。なお、今後の流行状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.firstlogic.co.jp/>）に掲載いたします。

1. 株主の皆様へのお願い

(1) 本株主総会への出席を見合わせた場合であっても、同封の議決権行使書用

紙によって株主様の議決権を行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。

(2) 本株主総会への出席をご検討されている株主様には、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

また、ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航されていた方は、本株主総会への出席を見合わせることをご検討ください。

2. 本株主総会における当社の対応について

(1) 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数を確保できない可能性がございます。座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がございます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会場スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 入場の際にはマスクを着用の上、受付設置の消毒用アルコール液をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(4) 当日は、会場受付にて体温測定をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された株主様の入場を制限させていただく場合がございます。

(5) 会場において体調不良を感じた株主様は会場スタッフにお申し出ください。また、体調不良と見受けられる株主様へ会場スタッフがお声がけすることがございます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はありません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.firstlogic.co.jp/>）に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済活動が大きく制限されることとなりました。国内外で段階的な経済活動再開の動きが見られるものの、変異ウイルスの急拡大やワクチン普及の遅れ等の懸念材料を抱えており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

一方で、当社の事業に関連するインターネット広告の市場規模につきましては、2020年（1月～12月）の市場規模は前年比5.9%増と拡大しております。（注）このような環境の下、当社は「公正な不動産投資市場を創造する」をビジョンとして、不動産投資ポータルサイト「楽待」を運営してまいりました。

「楽待」では、「楽待新聞」やメールマガジンを通じて不動産投資家への有益なコンテンツの提供を充実させ会員数の増加策を図るとともに、不動産会社への営業強化を行ってまいりました。特に「楽待公式YouTubeチャンネル」において、わかりやすく不動産投資に関する情報を配信し、「楽待不動産投資相談室」で不動産投資に関する不安や疑問を解決することで、会員の増加と「楽待」の利用価値の向上に寄与していると考えております。

これらの結果、当事業年度の営業収益は1,716,451千円（前期比2.7%増）となり、営業利益は808,976千円（前期比6.8%減）、経常利益は809,149千円（前期比6.8%減）、当期純利益は497,951千円（前期比12.5%減）となっております。また、当事業年度のページビュー（PV）数は137,058千PV（前期比26.4%増）、「楽待」ウェブサイト会員数は263千人（前期比25.3%増）、物件掲載数は50千件（前期比5.4%減）となっております。

（注）出典 株式会社電通「2020年 日本の広告費」

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は92,524千円で、その主なものは本社移転に関する敷金や工事費用、及び楽待不動産投資相談室の新サービス開発に関する人件費や器具及び備品の購入であり、これに要した資金はすべて自己資金で賄っております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2018年7月期)	第 14 期 (2019年7月期)	第 15 期 (2020年7月期)	第 16 期 (当事業年度) (2021年7月期)
営 業 収 益(千円)	1,822,652	1,706,610	1,671,791	1,716,451
経 常 利 益(千円)	626,091	865,738	867,721	809,149
当 期 純 利 益(千円)	476,877	564,778	569,201	497,951
1株当たり当期純利益 (円)	40.74	48.03	49.52	44.35
総 資 産(千円)	2,934,773	3,594,657	3,942,590	4,279,858
純 資 産(千円)	2,765,596	3,243,704	3,712,124	3,910,162
1株当たり純資産 (円)	234.95	279.09	323.97	353.03

(注) 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第13期の期首にこの当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①継続的な成長について

当社は、不動産投資ポータルサイト「楽待」の成長が、安定的・継続的な事業発展に必要な不可欠であり、「楽待」への物件及び不動産会社等の掲載数の増加とサイト訪問者数の増加を図ることが必須であると考えております。

今後も当社サイト内のコンテンツ及びサービスの充実による利便性向上、掲載物件情報の拡充及び健全なサイト運営等を強化し、不動産投資家及び不動産会社・リフォーム会社等に必要不可欠なサイトを目指してまいります。

②組織体制の強化について

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、優秀な人材確保及び人材育成が重要な課題であると考えております。

今後も、優秀な人材を確保するため、採用力向上と公正な人事システム構築に努めてまいります。

③システムの安定性の確保

当社の不動産投資ポータルサイト事業におきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持する必要があります。

そこで当社では、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

④経営管理体制の強化

当社は、企業価値の持続的な拡大を図る上で、コーポレート・ガバナンスが不可欠であると認識し、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底に努めております。

今後も、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部管理体制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年7月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産投資ポータルサイト事業	不動産投資ポータルサイト「楽待」の運営

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年7月31日現在)

本 社	東京都千代田区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況 (2021年7月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減
49名	6名減

(注) パート及びアルバイト等の臨時従業員は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 11,844,400株
(うち自己株式768,536株)
(3) 株主数 2,125名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
坂 口 直 大	7,523千株	67.92%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C N O N T R E A T Y	377	3.41
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口)	358	3.23
G O L D M A N S A C H S & C O . R E G	356	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 (信 託 口)	232	2.10
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	173	1.56
山 下 良 久	151	1.36
青 柳 進 矢	80	0.72
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	77	0.70
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口 5)	67	0.61

- (注) 1. 当社は、自己株式を768,536株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
坂口直大	代表取締役社長	
青柳進矢	取締役 (開発部長)	
古田力	取締役	
千勝和夫	常勤監査役	株式会社寶友 取締役
實角淳	監査役	株式会社ストリーム 代表取締役副社長 株式会社ビジョン 監査役
森一生	監査役	代官山綜合法律事務所 代表弁護士 Retty株式会社 取締役監査等委員 株式会社出前館 取締役(社外)

- (注) 1. 取締役古田力氏は、社外取締役であります。
2. 監査役千勝和夫、實角淳及び森一生の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役千勝和夫氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役實角淳氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役森一生氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、古田力、千勝和夫、實角淳及び森一生の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の決定方針に関する事項

当社では、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として認識するとともに、中長期的な成長のための内部留保とのバランス等を総合的に勘案して役員報酬を決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2013年10月25日開催の第8回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております。当該決議時の対象とされていた役員員の員数は3名であります。また別枠で、2013年10月25日開催の第8回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年1,500個分の公正な評価額以内と決議しております。当該決議の対象とされていた役員員の員数は3名であります。

監査役の報酬は、2008年9月29日開催の第3回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該決議時の対象とされていた役員員の員数は1名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、2020年10月23日開催の取締役会にて代表取締役社長 坂口直大に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰することができ、全ての取締役に對し客観的な評価を下すことができると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	3名 (1)	47,400千円 (2,400)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3)	10,800千円 (10,800)
合 計	6名	58,200千円

※報酬はすべて基本報酬のみになります。業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・ 監査役千勝和夫氏は、株式会社寶友の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役寶角淳氏は、株式会社ストリームの代表取締役副社長及び株式会社ビジョンの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役森一生氏は、代官山綜合法律事務所の代表弁護士及びRetty株式会社の取締役監査等委員、株式会社出前館の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

	主 な 活 動 状 況
取締役 古 田 力	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関及び事業会社の取締役・監査役としての豊富な知識・経験を有しており、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 千 勝 和 夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、事業会社の監査役としての豊富な経験と専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役 實 角 淳	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役 森 一 生	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契

約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会社役員が締結している補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。

当該契約の被保険者は当社及び取締役・監査役などの管理監督的立場にある者であり、すべての被保険者にかかる保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社では、取締役及び使用人がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行っております。
 - b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。
 - c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
 - d. 監査役は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査しております。
 - e. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象としております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理しております。
 - b. 管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、各規程に基づき情報資産の保護・管理を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めております。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、管理部門を管掌する取締役を対応責任者とし、リスクの内容により顧問弁護士等、社外の専門家を含む対策本部を編成し迅速かつ適切に対応し、損失を最小限に抑えることとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催しております。

- b. 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行しております。
 - c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定しております。
 - d. 「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
 - b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し運営しております。
 - c. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営しております。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めております。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができます。
 - b. 監査役の補助者は、監査役より指示された監査業務の実施に関して取締役の指揮命令系統から独立しております。
 - c. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要としております。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。
8. 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が通常の監査によって生ずる前払費用を請求した場合は、速やかに処理しております。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとしております。

9. 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- 1 0. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告しております。
- b. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告しております。

- 1 1. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っております。
- b. 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行っております。
- c. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
- d. 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図っております。

(2) 当該体制の運用状況

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,051,880	流 動 負 債	369,695
現金及び預金	3,572,957	未 払 金	60,927
売 掛 金	296,757	未 払 費 用	4,861
前 払 費 用	21,127	未 払 法 人 税 等	177,463
敷 金	156,957	未 払 消 費 税 等	26,309
そ の 他	8,308	預 り 金	20,134
貸 倒 引 当 金	△4,227	賞 与 引 当 金	32,000
固 定 資 産	227,977	本 社 移 転 損 失 引 当 金	48,000
有 形 固 定 資 産	56,593	負 債 合 計	369,695
建 物	85,479	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	53,429	株 主 資 本	3,910,162
建 設 仮 勘 定	15,763	資 本 金	87,357
減 価 償 却 累 計 額	△98,078	資 本 剰 余 金	967,426
無 形 固 定 資 産	28,075	資 本 準 備 金	7,355
商 標 権	1,354	そ の 他 資 本 剰 余 金	960,071
ソ フ ト ウ ェ ア	26,721	利 益 剰 余 金	3,439,843
投 資 そ の 他 の 資 産	143,308	利 益 準 備 金	5,880
敷 金	67,727	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,433,963
破 産 更 生 債 権 等	88	繰 越 利 益 剰 余 金	3,433,963
繰 延 税 金 資 産	75,581	自 己 株 式	△584,464
貸 倒 引 当 金	△88	純 資 産 合 計	3,910,162
資 産 合 計	4,279,858	負 債 純 資 産 合 計	4,279,858

損 益 計 算 書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,716,451
営 業 費 用		907,474
営 業 利 益		808,976
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
受 取 賃 貸 料	1,306	
雑 収 入	335	1,672
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	1,499	1,499
経 常 利 益		809,149
特 別 損 失		
本社移転損失引当金繰入額	48,000	48,000
税 引 前 当 期 純 利 益		761,149
法人税、住民税及び事業税	314,053	
法 人 税 等 調 整 額	△50,856	263,197
当 期 純 利 益		497,951

株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から)
(2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	87,357	7,355	960,071	967,426	5,880	2,936,011	2,941,891	△284,550	3,712,124	3,712,124
当期変動額										
当期純利益						497,951	497,951		497,951	497,951
自己株式の取得								△299,913	△299,913	△299,913
当期変動額合計	—	—	—	—	—	497,951	497,951	△299,913	198,037	198,037
当期末残高	87,357	7,355	960,071	967,426	5,880	3,433,963	3,439,843	△584,464	3,910,162	3,910,162

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 建物 | 定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。 |
| | なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| 建物 | 18年（注） |
| 工具、器具及び備品 | 3年～15年 |

（注）建物については本社移転に伴い、耐用年数を変更しております。

- ② 無形固定資産
- | | |
|--|-----|
| 定額法を採用しております。 | |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 | |
| 商標権 | 10年 |
| 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 | |

(2) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 本社移転損失引当金
- 本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年1月19日開催の取締役会で本社移転に関する決議を致しました。

この本社移転に伴い、移転後利益見込みのない建物附属設備及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、移転予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように耐用年数を変更しております。また、移転予定日後から契約終了日までの現在の本社の支払家賃につきましては、特別損失に計上しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益が72,685千円及び税引前当期純利益が120,685千円それぞれ減少しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,844,400	-	-	11,844,400
合計	11,844,400	-	-	11,844,400
自己株式				
普通株式	386,136	382,400	-	768,536
合計	386,136	382,400	-	768,536

(注) 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加382,400株であります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2021年 10月22日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	110,758 千円	10円	2021年 7月31日	2021年 10月25日

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。余資につきましては、普通預金で保有しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、敷金は本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先の財務状況等を把握しております。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,572,957	3,572,957	-
(2) 売掛金	296,757		
貸倒引当金	△4,227		
	292,530	292,530	-
(3) 敷金	224,684	224,684	-
資産計	4,090,172	4,090,172	-
(1) 未払法人税等	177,463	177,463	-
負債計	177,463	177,463	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、回収時期を合理的に見積もった期間に応じてリスクフリーレートで回収予定額を割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払法人税等

未払法人税等はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,069千円
本社移転損失引当金	16,604千円
未払費用	1,681千円
未払事業税	15,012千円
未払事業所税	937千円
敷金	12,121千円
減価償却費	18,154千円
繰延税金資産小計	75,581千円
評価性引当額	-千円
繰延税金資産合計	75,581千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	353円03銭
(2) 1株当たりの当期純利益	44円35銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の処分)

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2021年9月24日（予定）
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式10,315株
(3)	処分価額	1株につき824円
(4)	処分価額の総額	8,499,560円
(5)	株式の処分先及びその人数並びに処分する株式の数	従業員3名 10,315株
(6)	その他	本自己株式処分については、処分価額の総額が1,000万円を下回るため、金融商品取引法による有価証券通知書は提出いたしません。

2. 処分の目的

当社で成果を上げた従業員に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセン

タイプを与えるとともに、会社従業員と株主の皆様との企業価値共有を進めることを目的としております。

3. 払込金額の算定根拠

本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社の普通株式1株につき824円としております。これは、2021年9月13日（取締役会決議日の前営業日）の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月14日

株式会社ファーストロジック

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 ゆりか

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 上田 正樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーストロジックの2020年8月1日から2021年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月14日

株式会社ファーストロジック 監査役会

常勤監査役（社外監査役）千勝和夫 (印)

社外監査役 寶角 淳 (印)

社外監査役 森 一生 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

第16期の期末配当につきましては、本社移転のコスト削減効果により財務体質が向上していくことが見込まれることから、1株当たり10円の配当を実施させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。

- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は110,758,640円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年10月25日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	坂口直大 (1976年7月27日)	2001年3月 ウルシシステムズ株式会社入社 2005年8月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	7,523,200株
2	青柳進矢 (1970年10月16日)	1996年7月 株式会社アクティス入社 1998年5月 株式会社ビー・エイチ・ティ入社 2007年10月 当社開発部長(現任) 2008年9月 当社取締役(現任)	80,000株
3	古田力 (1945年9月1日)	1970年4月 株式会社三和銀行入行 1997年2月 三和モーゲージサービス株式会社 代表取締役 1999年6月 西日本建設業保証株式会社入社 常務取締役 1999年7月 財団法人建設業振興基金 監事 2005年6月 株式会社フューチャープロデュース入社 2006年7月 同社監査役 2010年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂口氏は当社の大株主であり親会社等に当たります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。当該契約の被保険者は当社及び取締役・監査役の管理監督的立場にある者であり、すべての被保険者にかかる保険料を全額当社が負担しております。各候補者はこの被保険者であります。
4. 古田氏は、社外取締役候補者であります。
5. 古田氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び事業会社の取締役・監査役としての豊富な知識・経験を有しており、社外取締役に選任された場合には、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年4ヶ月となります。

6. 当社は古田氏が社外取締役として就任した場合には、定款及び会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
7. 当社は、古田氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役寶角淳氏及び森一生氏は本総会の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は当社定款の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ほおづみ じゅん 寶角淳 (1977年9月1日)	2004年12月 有限責任監査法人トーマツ入所 2007年10月 株式会社リガヤパートナーズ入社 2010年10月 株式会社ストリーム代表取締役副社長(現任) 2014年4月 当社監査役(現任) 2018年3月 株式会社ビジョン監査役(現任)	一株
2	もり いっせい 森一生 (1978年4月26日)	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 小林・藤堂法律特許事務所入所 2012年9月 慶応義塾大学大学院法務研究科助教 2016年10月 代官山総合法律事務所代表(現任) 2017年10月 当社監査役(現任) 2017年12月 Retty株式会社取締役監査等委員(現任) 2020年11月 株式会社出前館社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 寶角氏及び森氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。当該契約の被保険者は当社及び取締役・監査役の管理監督的立場にある者であり、すべての被保険者にかかる保険料を全額当社が負担しております。各候補者は、この被保険者であります。
4. 寶角氏を社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通

じ、財務・会計に関する適切な知見及び企業経営者としての経験を有しており、社外監査役に選任された場合には、その卓越した見識を当社の業務執行の指導及び監査に活かしていただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年6ヶ月となります。

5. 森氏を社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、社外監査役に選任された場合には、その卓越した見識を当社の経営全般に対して提言を頂くことにより、当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できるためであります。なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年11ヶ月となります。
6. 当社は寶角氏及び森氏が社外監査役として就任した場合には、定款及び会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
7. 当社は、寶角氏及び森氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
坂下尚弥 (1984年7月18日)	2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2013年3月 公認会計士登録 2013年6月 小谷野公認会計士事務所入所 2015年10月 税理士登録 2015年10月 坂下尚弥公認会計士事務所所長 (現任) 2017年8月 当社監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂下氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は坂下氏が社外監査役に選任された場合には、同氏が被保険者となる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。
4. 坂下氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門知識・経験及び会計事務所経営者としての経験を有しており、当社の経営全般に対して提言いただくとともに、当社の業務執行の指導及び監査に活かしていただくためであります。
5. 坂下氏が社外監査役として就任した場合には、定款及び会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

以上

株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2



(TEL) 03-5157-1201

交通のご案内

JR

山手線・京浜東北線「有楽町駅」……………徒歩約5分

地下鉄

東京メトロ千代田線・日比谷線「日比谷駅」A5出口よりすぐ
都営三田線「日比谷駅」A11出口より直結

東京メトロ有楽町線「有楽町駅」地下道經由……………徒歩約4分

東京メトロ丸ノ内線・銀座線「銀座駅」地下道經由……………徒歩約5分